

## 宮城県福祉サービス第三者評価基準の改正方針について（案）

### 1 内容

宮城県の福祉サービス第三者評価においては、厚生労働省の評価基準ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、各福祉サービスについて、県の「評価基準」及び「判断基準・着眼点」を策定し実施している。

ガイドラインは、厚生労働省が各都道府県の指針として定めているものであるが、今般、保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉の3分野におけるガイドラインの一部改正が通知されたことから、県の評価基準について所要の改正を行うもの。

### 2 県の評価基準の改正方針

今般のガイドラインの一部改正にあたっては、各福祉サービスの効果的な評価が実施されるよう、ガイドライン本来の趣旨が変わらないように配慮して所要の見直しが行われたものであり、従来から県の評価基準はガイドラインに沿って定めてきたことから、今回もガイドラインの内容に沿った改正を行うこととしたい（ガイドラインの改正概要は別紙1のとおり）。なお、評価機関に対する研修等の準備期間を確保するため、令和2年度中に改正し、令和3年度から施行することとしたい。

### 3 改正対象評価基準

- 保育所版
- 障害者・児施設版
- 高齢者福祉サービス版
  - ・特別養護老人ホーム版
  - ・養護老人ホーム・軽費老人ホーム版
  - ・高齢者通所介護版
  - ・高齢者訪問介護版

### 4 改正スケジュール（予定）

- ① 令和2年7月22日 第1回委員会開催
- ② 令和2年11月 改正案に関する委員の意見のとりまとめ（資料の送付による）
- ③ 令和2年12月 第2回委員会開催
- ④ 令和3年1月 改正・通知発出
- ⑤ 令和3年2月 評価調査者継続研修（改正基準の内容を反映）
- ⑥ 令和3年4月1日 改正基準施行

## 厚生労働省の「評価基準ガイドライン」の改正概要

## 1 共通評価基準（保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉の3分野共通の評価項目／全45項目）

「共通」としての趣旨は変わらないよう配慮しつつ、各福祉サービスの内容に応じて、より分かりやすく、特性を踏まえたものとなるよう、「用語の置換え」や「内容（「評価の着眼点」及び「評価の留意点」等）の変更」等が行われたもの。

## 【主な改正事項】

分野	改定事項	内 容
三分野共通	項目名の 言い換え	○評価項目：26 II-4-(3)-① 「福祉地域・事業所が有する機能を地域に還元している。」 →「地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。」
	内容の言 い換え	○評価項目：1 I-1-(1)-①「理念、基本方針が明文化され周知が図られている。」 ・評価の留意点 「理念、基本方針のいずれも明文化されている場合であっても、職員への周知が不十分である場合は「c」評価とします。」 →「理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに福祉サービスが提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。」  ○評価項目：29 III-1-(1)-②「利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。」 ・評価の着眼点 「利用者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。」 →「利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。」
	内容追加	○評価項目：36 III-1-(4)-③「利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。」 ・評価の着眼点 「相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。」の追加

## 2 内容評価基準（各福祉サービスの特性や専門性を踏まえたサービスごとの評価項目）

各分野における制度改正や施策の動向等を踏まえて、評価体系の見直しや評価項目の追加等が行われたもの。

### 【主な改正事項】

分野	改定事項	内 容
保育所（3分類20項目）	用語の置換え	○策定→作成 ○保育課程→全体的な計画
	項目名の言い換え	○評価項目：A⑩ A-1-(2)-⑨ 「長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。」 →「それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。」
	内容追加	○評価項目：A⑥ A-1-(2)-⑤「乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。」 ・評価の留意点 「保育所保育指針では、乳児保育に関わるねらい及び内容について、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」の3つの視点から記載されており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。」の追加
障害者・児福祉（4分類19項目）	項目名の言い換え	○評価項目：A② A-1-(2)-① 「利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。」 →「利用者の権利養護に関する取組が徹底されている。」
	内容追加	○評価項目：A② A-1-(2)-①「利用者の権利養護に関する取組が徹底されている。」 ・評価の留意点 「障害者・児の虐待防止については、障害者虐待防止法等の関係法令とともに、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）」（厚生労働省、以下「施設・事業所マニュアル」）等を十分に理解し、具体的な取組みを進めることが必要です。」の追加

分野	改定事項	内 容
高齢者福祉 (5分類20項目)	項目名の 言い換え	○評価項目：A⑤ A-1-(2)-① 「利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。」 →「利用者の権利養護に関する取組が徹底されている。」 ※障害者・児福祉と項目名が同一
	内容追加	○評価項目：A⑤ A-1-(2)-①「利用者の権利養護に関する取組が徹底されている。」 ・評価の着眼点 「利用者の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が得られている」の追加

(参考) 福祉サービス第三者評価事業に関する国からの改正通知等

①「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について

(令和2年3月31日付け老発0331第9号, 社援発0331第18号厚生労働省社会・援護局長, 老健局長通知)

②「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について

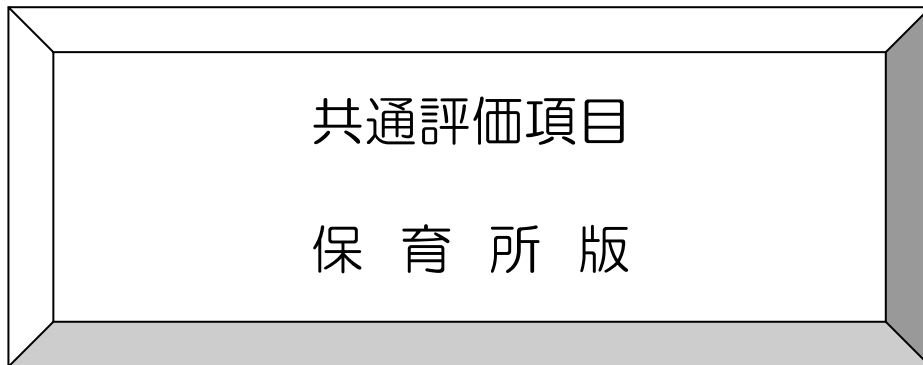
(令和2年3月31日付け障発0311第4号, 社援発0311第17号, 厚生労働省社会・援護局長, 障害保健福祉部長通知)

③保育所における第三者評価の改訂について

(令和2年4月1日付け子発0331第11号, 社援発0331第34号, 厚生労働省子ども家庭局長, 社会・援護局長通知)

# 宮城県福祉サービス第三者評価基準

※抜粋版



評価の判断基準・評価の着眼点・  
評価基準の考え方と評価の留意点

(平成31年4月1日施行版)

## I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

分類

I-1-(1) 理念，基本方針が確立・周知されている。

評価項目

連番号1 I-1-(1)-① 理念，基本方針が明文化され周知が図られている。

#### 【判断基準】

- a) 法人（保育所）の理念，基本方針が適切に明文化されており，職員，保護者等への周知が図られている。
- b) 法人（保育所）の理念，基本方針が明文化されているが，内容や周知が十分ではない。
- c) 法人（保育所）の理念，基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

#### 評価の着眼点

- 理念，基本方針が法人，保育所内の文書や広報媒体（パンフレット，ホームページ等）に記載されている。
- 理念は，法人，保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人，保育所の使命や目指す方向，考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は，法人の理念との整合性が確保されているとともに，職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は，会議や研修会での説明，会議での協議等をもって，職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は，わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ，保護者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し，継続的な取組を行っている。
- 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

各評価項目ごとに，「判断基準」「評価の着眼点」「評価基準の考え方と評価の留意点」が記載されています。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### （1）目的

- 本評価基準では、法人、保育所の使命や役割を反映した理念、これに基づく保育に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

### （2）趣旨・解説

- 保育は、個人の尊厳の保持を旨とし、子どもの心身の健やかな育成を支援するものとして、良質かつ適切であることを基本的理念としています。
- 法人、保育所には、子ども・保護者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図られるよう子どもの権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

#### 【理念と基本方針】

- 保育の提供や経営の前提として、法人、保育所の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、福祉サービスを提供する法人、保育所の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。
- 理念は、法人、保育所における事業経営や保育の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、保育所のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、保育の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。
- 基本方針は、理念に基づいて保育所の子どもと保護者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは保育所が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念に基づく基本方針を定めることが必要です。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもと保護者への接し方、保育への具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、保育に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、保育所に対する安心感や信頼にもつながります。
- 理念や基本方針は、職員の理解はもとより、保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。
- 理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。
- 本評価基準は、各評価基準に基づく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、保育所の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点から評価します。

【職員の理解】

○理念や基本方針は、保育所の保育に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

【保護者等への周知】

○理念や基本方針は、保育所の保育に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、保護者等、さらには地域住民や保健所、医療機関、幼稚園・小・中学校、保育士養成施設、子育て支援団体等の関係機関にも広く周知することが必要となります。また、保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、保育に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。

(3) 評価の留意点

- 複数の施設・事業を経営する法人の場合には、法人の理念に基づき、各福祉施設・事業所の実情に応じて福祉施設・事業所ごとに理念を掲げていても構いません。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 保育所によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としてしている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したのものとして「基本方針」を位置づけています。
- 職員への周知については、訪問調査において保育所として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 保護者等への周知については、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。保護者等に対しては、職員に対する方法とは違った工夫も求められます。
- 理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。
- 理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに保育が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

《注》

- \*法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。
- \*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、保育所に雇用されるすべての職員を指しています。